

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第4条第2項の規定に基づく文書又は図画についての開示の実施方法及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第5条第2項の規定に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施方法についてを次のように定める。

平成18年3月30日

独立行政法人農業者年金基金
西 藤 久 三

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第4条第2項の規定に基づく文書又は図画についての開示の実施方法及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第5条第2項の規定に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施方法について

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第4条第2項の規定に基づく文書又は図画についての開示の実施方法及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第5条第2項の規定に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施方法については次のとおりとし、平成18年4月1日から適用する。

- 1 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第1項ただし書又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付